

いわき市放課後児童健全育成事業委託契約書（案）

1 委託目的 放課後児童健全育成事業

2 契約期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

3 契約金額 金 円

4 放課後児童クラブ名 ○○○クラブ

いわき市 を甲とし、○○○ を乙とし、いわき市放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（事業の実施方法）

第2条 乙は、甲の定めたいわき市放課後児童健全育成事業委託仕様書に基づき、事業を実施する。

（事業の変更等）

第3条 乙は、事業の変更、廃止又は中止をしようとするときは、あらかじめ放課後児童健全育成事業変更届又は放課後児童健全育成事業廃止（休止）届を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（権利・義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生じた権利・義務を第三者に譲渡し、又は継承、担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し事業を委託し又は請け負わせてはならない。

（事故発生時の報告義務）

第6条 乙は、作業中に事故が発生し、契約の履行に支障を生ずると認められるときは速やかに書面をもって甲に報告しなければならない。

（損害賠償）

第7条 乙は、事業の実施にあたり、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託料の支払い及び契約金額の変更）

第8条 委託料の支払いは、甲が、乙からの放課後児童健全育成事業委託料請求書（第1号様式）を受理した後、その日から起算して30日以内に年間分を前金払いにより支払うものとする。また、甲は、乙の事業実績に応じて、本契約の契約金額を減額若しくは予算の範囲内の増額ができるものとする。

（保険の加入）

第9条 乙は、事業の実施中の不慮の事故に備えるため、児童及び放課後児童支援員を対象とした保険に加入するものとする。

（関係書類等の整備）

第10条 乙は、事業の実施状況を明らかにできる書類及び経理に関する帳簿等を整備し、保管しておかなければならぬ。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、仕様書に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約解除）

第12条 甲は、乙が次の各号に該当するときは本契約を解除することができる。

- (1) 本契約を履行しないとき、または履行する見込みがないと判断されるとき。
- (2) 本契約の解除を申し出たとき。
- (3) 乙がいわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第3条に規定する排除措置対象者と認められるとき。

（補則）

第13条 本契約に定めのない事項、または本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 いわき市平字梅本21
いわき市
いわき市長 ○○○

印

乙 ○○○
○○○
○○○

印

いわき市放課後児童健全育成事業委託仕様書（案）

（目的）

第1条 この仕様書は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室・児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童健全育成事業を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象児童）

第2条 事業の対象は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童及びその他健全育成上指導を要する児童とする。

（組織及び運営）

第3条 この事業の実施組織及び運営は、次の各号により行うものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、放課後児童クラブを組織すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、「いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」を遵守すること。
- (3) 事業実施に必要な場所（小学校余裕教室、小学校敷地内専用施設及び保育所・幼稚園内専用室など）の確保がなされていること。
- (4) 政治的組織又は宗教上の組織に属していないこと。

（事業開始届）

第4条 放課後児童健全育成事業を行おうとする者は、児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づき、あらかじめ市に事業開始の届出を行わなければならない。

（事業変更届）

第5条 放課後児童健全育成事業を行う者は、届け出た事項に変更が生じたときは、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき、変更の日から一月以内に市に事業変更の届出を行わなければならない。

（事業廃止又は休止届）

第6条 放課後児童健全育成事業を行う者は、事業を廃止又は休止しようとするときは、児童福祉法第34条の8第4項の規定に基づき、あらかじめ市に事業廃止又は休止の届出を行わなければならない。

（委託完了後の報告）

第7条 事業が完了した日から起算して15日以内に、次の書類を添えて実績報告をしなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(書類の管理)

第8条 放課後児童クラブには、次の各号に掲げる書類を備える。

(1) 運営管理関係書類

- ア 事務日誌
- イ 放課後児童支援員出勤簿
- ウ 児童クラブ利用申込書（兼）児童票
- エ 利用事由確認書類（就労証明書等）
- オ 年間事業計画書
- カ 備品台帳
- キ 収支予算書及び放課後児童クラブ収支決算書
- ク 収支簿（1年度間の収入と支出の内容がわかるもの）
- ケ 領収証書

(2) 児童支援関係書類

- ア 児童名簿
- イ 児童出席簿
- ウ 支援経過及び特記事項

(3) その他

- ア 会則、規約、規定等
- イ 放課後児童支援員履歴書

(書類の保存)

第9条 放課後児童クラブは、関係書類を、当該事業の完了後5年間保存しなければならない。

(事業の経費)

第10条 事業を実施するために必要な経費は、委託料のほか、保護者から徴収することができるものとする。

(委託料の使途の制限)

第11条 委託料は、放課後児童クラブの運営に要する報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び備品購入費に充てるものとする。

(事業状況の調査等)

第12条 放課後児童クラブは、事業の運営に関する書類を整備し、常にその状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、事業状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(個人情報取扱特記事項)

第13条 事業の実施にあたり、個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業を実施するに当たっては、個人情報を適正に取扱わなければならない。
- (2) 事業に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この事業が終了し、又は解除された後も、同様とする。
- (3) 事業に従事する者に対し、その事業に従事する期間及びその期間の経過後において

も、この事業に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- (4) 事業を実施するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、事業に従事する者への教育等をする者として個人情報取扱責任者を置かなければならない。
- (5) 事業を実施するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- (6) 事業に関して知り得た個人情報を当該事業の実施以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があったときは、この限りでない。
- (7) 事業に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。
- (8) 事業を実施するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があったときは、この限りでない。
- (9) 事業を実施するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、市の指定する場所で行わなければならない。ただし、あらかじめ市の指示又は承諾があったときは、この限りでない。
- (10) 事業による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (11) 事業によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (12) 事業が完了したとき、その他甲が必要と認めるときは、甲の検査を受けなければならない。
- (13) 事業を実施するために市から引渡しを受け、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この事業が終了し、又は解除された後直ちに市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、市が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。
- (14) 事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって市に報告しなければならない。この事業が終了し、又は解除された後ににおいても、同様とする。
- (15) 事業者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、市に報告しなければならない。
- (16) 市は、事業者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約を解除し、当該解除により生じた損害について損害賠償の請求ができるものとする。

(その他)

第14条 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には双方協議の上、定める。